

新型コロナウイルス感染症関連 個人向け支援一覧

本市に住民登録をしている 全ての人など	特別定額給付金	1人につき10万円を支給（15面に掲載）	福祉政策課 特別定額給付金担当 ☎ 050-8880-4750（コールセンター）
本市に住民登録をしている 全ての世帯	市指定ごみ袋の 無料引換券	1世帯あたり家庭用普通ごみ指定袋600リットル分の 無料引換券を配布（14面に掲載）	廃棄物対策課 管理担当 ☎ 06-6635-2650（コールセンター）
本市と給水契約をしている 世帯及び事業所	水道料金の 基本料金を減免	市と給水契約をしている世帯及び事業所の水道料金の基 本料金4カ月分を無料（14面に掲載）	上下水道局料金課 お客様窓口 料金担当 ☎ 072-423-9593
児童手当を受給している 世帯	子育て世帯への 臨時特別給付金	児童1人あたり1万円を支給。ただし、所得制限限度額 以上の特例給付受給者にかかる児童を除く（14面に掲載）	子ども家庭課 子育て給付担当 ☎ 072-423-9624
離職などで経済的に困窮し、 住居を失った又はその おそれがある人	住居確保給付金	賃貸住宅の家賃額（世帯人数による上限あり）を原則3 カ月間給付	生活福祉課 困窮者支援担当 ☎ 072-423-9141
委託を受けて個人で仕事 をする人（フリーランス）	小学校休業等 対応支援金	小学校等の臨時休業に伴う子どもの世帯で休業したフリ ーランスに、休業1日あたり4,100円を支給	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 コールセンター ☎ 0120-60-3999
休業や失業で、緊急に一 時的な生活資金に困って いる人	緊急小口資金貸付 総合支援資金貸付	緊急小口資金：20万円以内 総合支援資金：単身世帯 月15万円×3カ月以内 複数世帯 月20万円×3カ月以内	岸和田市社会福祉協議会 ☎ 072-437-8854、072-439-8255
収入が大幅に減少し、市 税や保険料の納付が困難 な人	市税	納付の猶予や減免など、詳しくはお問い合わせください （14面に掲載）	納税課 徴収担当・整理担当・収納促進担当 ☎ 072-423-9423・9424・9433
	国民健康保険	減免や納付相談など、詳しくはお問い合わせください （14面に掲載）	健康保険課 資格賦課担当・収納担当 ☎ 072-423-9458・9459
	後期高齢者医療制度		健康保険課 後期高齢者医療担当 ☎ 072-423-9468
	介護保険		介護保険課 保険料担当 ☎ 072-423-9475
	国民年金	納付の猶予や減免など、詳しくはお問い合わせください （14面に掲載）	市民課 国民年金担当 ☎ 072-423-9460 貝塚年金事務所 ☎ 072-431-1122

新型コロナウイルス感染症関連 事業者向け支援一覧

助成金など	従業員に 休んでもらう	雇用調整助成金 （コロナ特例措置）	休業等助成1人1日上限8,330円 助成率：4/5（中小）、2/3（大企業） 従業員を解雇しない場合10/10（中小）、3/4（大企業）	大阪労働局助成金センター ☎ 06-7669-8900 ハローワーク岸和田 ☎ 072-431-5541	
	従業員に子どもが いる	小学校休業等対応助 成金（労働者を雇用 する事業主向け）	小学校（義務教育前期課程）休業に伴う子どもの世帯で 労働者が有給休暇取得の場合 上限8,330円賃金相当 額の助成	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 コールセンター ☎ 0120-60-3999	
	ひと月の売上げが 50%以上減少した	持続化給付金	今年1月以降で、ひと月の売上げが前年同月比で50% 以上減少した月が存在する事業者、「前年総売上げ （前年同月比▲50%月の売上げ×12カ月）」を給付 中小法人等：上限200万円 個人事業主等：上限100 万円 ※ 昨年12月末までに開業した事業者が対象に なる可能性があります（13面に掲載）	持続化給付金事業コールセンター （土・祝日除く） ☎ 0120-115-570 ☎ 03-6831-0613（IP電話専用回線）	
事業主が申請 資金繰り	資金繰りのため 融資を受けたい	大阪府新型コロナウ イルス感染症対応資 金（保証料等補助型） （民間〈取扱〉金融機関）	融資額：3,000万円 以内（別枠） 保証料減免 金利補助 右記の認定書が必要 （種類により減免内 容異なる）	危機関連 保証 （認定書） 前年比15%以上 売上げ減少 （13面に掲載） セーフティ ネット保証 （認定書） 4号：前年比20% 以上売上げ減少 5号：前年比5%以上 売上げ減少	産業政策課 商工振興担当 ☎ 072-423-9485 大阪信用保証協会（審査） ☎ 06-6260-1730
		新型コロナウイルス 感染症特別貸付 （日本政策金融公庫）	前年比または前々年比5%以上売上げ減少 融資額：国民生活事業：6,000万円以内（別枠） 中小企業者：3億円（別枠） ※ 業種によって各種制度あり	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎ 0120-154-505（月～金曜日）	
		新型コロナウイルス 対策マル経融資 （日本政策金融公庫）	前年比または前々年比5%以上売上げ減少（小規模事業者） 融資額：1,000万円以内（別枠） ※ 商工会議所の実施する経営指導を受けており、商工 会議所の長の推薦が必要	岸和田商工会議所 ☎ 072-439-5023	

※ 対象や条件など、詳しくはそれぞれお問い合わせください。5月20日時点の情報です。最新の情報は各機関のホームページで確認またはお問い合わせください。